

H27. 3 策定

R02. 4 改定

R07. 3 改定

シェッド、大型カルバート等 点検要領

令和 7 年 3 月

愛知県建設局道路維持課

— 目 次 —

1. はじめに	1
2. 適用の範囲	1
3. 点検の種別	2
4. 点検の頻度	3
5. 点検の方法	4
6. 点検の記録	5

1. はじめに

高度経済成長期に集中的に整備されたトンネル、橋梁等の老朽化が進行しており、これらの道路構造物を効率的に維持管理していくことが求められており、平成 26 年 4 月 14 日の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がとりまとめられ、維持管理の重要性が指摘されている。

これを受けて、道路法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 39 号）及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成 26 年国土交通省令告示第 426 号）が平成 26 年 7 月 1 日より施行され、橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート等、横断歩道橋及び門型標識等の点検は、国が定める統一的な基準により、統一的な尺度で健全性の診断結果を分類することとなった。

このことから、シェッド、大型カルバート等の定期点検は、国が定期点検に用いる点検要領に基づき実施していくこととし、効率的に維持管理するため、平成 27 年 3 月に点検要領(案)を策定した。

今回、令和 6 年 3 月にシェッド、大型カルバート等定期点検要領（技術的助言版）が改定されたため、本要領を改定した。

2. 適用の範囲

本要領は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する道路におけるシェッド、大型カルバート等のうち、愛知県が管理するシェッド、大型カルバート等の点検に適用する。

【解説】

大型カルバートは「土被り 1 m 以上のもので、内空に 2 車線以上の道路を有する程度の規模のカルバート」とし、内空が道路以外の河川・水路等の場合も含むものとする。

なお、道路管理者以外の者が管理する占用物件については、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について指導するものとする。

3. 点検の種別

点検は、次の種類に分類される。

- (1) 通常点検
 - 1) 通常パトロール点検
 - 2) 定期パトロール点検
- (2) 定期点検
- (3) 異常時点検

【解説】

(1) 通常点検

通常点検は、「愛知県道路パトロール実施要領」に基づき実施し、構造物の変状、損傷等を早期に発見するために、道路パトロール等を行う際に実施する点検をいい、通常パトロール点検と定期パトロール点検からなる。

1) 通常パトロール点検

日常的に実施するパトロールであり、パトロールカーから視認できる範囲での点検。

2) 定期パトロール点検

通常パトロールで視認困難な道路施設等の細部点検。

(2) 定期点検

定期点検は、あらかじめ一定の期間を定めシェッド、大型カルバート等の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までに措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行う点検をいう。

(3) 異常時点検

異常時点検は、地震、台風、集中豪雨などの災害が発生した場合、あるいはその恐れがある場合に、シェッド、大型カルバート等の安全性及び道路の安全で円滑な交通確保のための機能が損なわれていないこと等を確認するために行う点検をいう。

4. 点検の頻度

(1) 通常点検

道路パトロールを行う際に実施する。

1) 通常パトロール点検

道路パトロールによる点検頻度とする。

2) 定期パトロール点検

年 1 回以上実施する。

(2) 定期点検

シェッド・シェルター等は建設後 2 年以内に、大型カルバートは供用後 2 年以内に初回を行い、2 回目以降は、5 年に 1 回の頻度で実施することを基本とする。

なお、必要に応じて 5 年より短い間隔で行うことも検討すること。

(3) 異常時点検

異常気象時毎に実施する。

【解説】

(1) 通常点検

1) 通常パトロール点検

通常パトロール点検は、「愛知県道路パトロール点検実施要領」に基づき、週 1 回以上実施する。

2) 定期パトロール点検

定期パトロール点検は、「愛知県道路パトロール点検実施要領」に基づき、年 1 回以上実施する。

(2) 定期点検

シェッド・シェルター等の施設は、設置環境が厳しいことが多く、建設から供用までに数年を要する事例もあり、その間に変状が進行することもあるため、施設建設後 2 年以内の実施とした。大型カルバートは、埋戻し後の土圧の影響や温度変化、クリープ等を考慮し供用後 2 年以内の実施とした。

定期点検は、道路法施行規則第 4 条の 6 に基づき、5 年に 1 回の頻度で実施することを基本とする。

(3) 異常時点検

異常時点検は、「愛知県道路パトロール点検実施要領」に基づき、異常気象時毎に必要と判断した場合に実施する。

5. 点検の方法

(1) 通常点検

通常点検の通常パトロール点検及び定期パトロール点検は、「愛知県道路パトロール実施要領」の「通常パトロール」「定期パトロール」に基づき実施する。

(2) 定期点検

定期点検は、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」（平成31年3月国土交通省道路局国道・技術課）に基づき実施する。

(3) 異常時点検

異常時点検は、「愛知県道路パトロール実施要領」の「異常気象時パトロール」に基づき実施する。

【解説】

(1) 通常点検

1) 通常パトロール点検

通常パトロール点検は、道路監理員が道路パトロールにおいて、道路監理員がパトロール車内から遠望目視により実施することを基本とする。

2) 定期パトロール点検

定期パトロール点検は、事務所職員等が、車内から確認出来ないシェッド、大型カルバート等の損傷等に対して、徒歩による目視で点検することを基本とする。

(2) 定期点検

定期点検は、近接目視により点検することを基本とする。必要に応じて、触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

点検支援技術の活用について、機器や器具等を用いて点検する場合は、下記資料を参考に、これらの機器及び使用範囲等について、監督員と協議することとする。

- ・新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月 国土交通省）
- ・点検支援技術性能カタログ（令和6年4月 国土交通省）

協議においては、その「有効性」、「信頼性」、「コスト」などを総合的に比較検討した上で積極的な採用に努めることとする。

(3) 異常時点検

異常時点検は、事務所職員等が、パトロール車内から遠望目視や徒歩等、必要な方法により点検を行うものとする。

6. 点検の記録

(1) 通常点検

通常点検において発見されたシェッド、大型カルバート等の変状や損傷等は、「道路パトロールシステム操作運用マニュアル」（愛知県建設部道路維持課）に基づき、道路パトロールシステムに入力・記録する。

(2) 定期点検

定期点検結果は、「道路構造物管理カルテ作成要領(案)」（愛知県建設部道路維持課）に基づきシステムに入力し、一元管理する。

(3) 異常時点検

異常時点検において発見されたシェッド、大型カルバート等の変状や損傷等は、通常点検と同様に道路パトロールシステムに入力・記録する。

【解説】

(1) 通常点検

通常点検結果は、維持管理を実施する上で貴重な情報となることから、点検を実施した場合は、「道路パトロールシステム操作運用マニュアル」（愛知県建設部道路維持課）に基づき、点検結果を記録するものとする。

(2) 定期点検

定期点検結果は、個別施設計画の基礎的情報であることから、「道路構造物管理カルテ作成要領(案)」（愛知県建設部道路維持課）に基づき、記録・蓄積し、最新の健全性が参照できるようにしなければならない。

また、定期点検後に補修・補強等の措置を行った場合、その他の事故や災害等によりシェッド、大型カルバート等の状態に変化があった場合は、再評価を行い、その結果を記録に反映させなければならない。

記録様式は、「記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）平成 31 年 2 月 国土交通省 道路局 国道・技術課」と「シェッド・大型カルバート等定期点検要領 令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局」に掲載されているすべての記録様式を作成する。

(3) 異常時点検

異常時点検の結果は、(1)と同様に点検結果を記録するものとする。